

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(岩手県県税条例施行規則の一部改正)

第1条 岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(法人事業税の更正、決定通知(納税の通知)書等の様式)</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 712 767 958"><thead><tr><th>条 項</th><th>書類の様式</th><th>様式番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 法第72条の49第11項</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	条 項	書類の様式	様式番号	[略]			2 法第72条の49第11項	[略]		[略]			<p>(法人事業税の更正、決定通知(納税の通知)書等の様式)</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 712 1453 958"><thead><tr><th>条 項</th><th>書類の様式</th><th>様式番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 法第72条の48の2第12項</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	条 項	書類の様式	様式番号	[略]			2 法第72条の48の2第12項	[略]		[略]		
条 項	書類の様式	様式番号																							
[略]																									
2 法第72条の49第11項	[略]																								
[略]																									
条 項	書類の様式	様式番号																							
[略]																									
2 法第72条の48の2第12項	[略]																								
[略]																									
<p>様式第126号の2(第68条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>(注)</p> <p>(1) 「当該乗合バス事業者の所有する一般乗合用バス車両数」とは、課税免除を受けようとする年度の4月1日現在において、乗合バス事業者が所有する一般乗合用バスのうち、<u>生活交通路線維持費補助金</u>交付申請において当該乗合バス事業者の全路線の年間走行キロ数の算定の基礎となった乗合バスの車両総数をいうものであること。</p> <p>(2) 「当該乗合バス事業者の全路線の年間走行キロ数」とは、課税免除を受けようとする年度の前年度において、<u>生活交通路線維持費補助金</u>の対象となった期間における当該補助金の算定の基礎となった路線の年間走行キロ数をいうものであること。</p> <p>(3) 「当該乗合バス事業者の生活交通路線に係る年間走行キロ数」とは、当該乗合バス事業者のバス路線のうち、課税免除を受けようとする年度の前年度において、<u>生活交通路線維持費補助金</u>の対象となった期間における<u>生活交通路線</u>の年間走行キロ数をい</p>	<p>様式第126号の2(第68条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>(注)</p> <p>(1) 「当該乗合バス事業者の所有する一般乗合用バス車両数」とは、課税免除を受けようとする年度の4月1日現在において、乗合バス事業者が所有する一般乗合用バスのうち、<u>地域間幹線系統確保維持費補助金</u>又は<u>被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金</u>の交付申請において当該乗合バス事業者の全路線の年間走行キロ数の算定の基礎となった乗合バスの車両総数をいうものであること。</p> <p>(2) 「当該乗合バス事業者の全路線の年間走行キロ数」とは、課税免除を受けようとする年度の前年度において、<u>地域間幹線系統確保維持費補助金</u>又は<u>被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金</u>の対象となった期間における当該補助金の算定の基礎となった路線の年間走行キロ数をいうものであること。</p> <p>(3) 「当該乗合バス事業者の生活交通路線に係る年間走行キロ数」とは、当該乗合バス事業者のバス路線のうち、課税免除を受けようとする年度の前年度における<u>生活交通路線</u>(<u>地域間幹線系統確保維持費補助金</u>又は<u>被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金</u>の対象となった路線)の年間走行キロ数をいうも</p>																								

うものであること。

(4)・(5) [略]

- 2 課税免除対象バス車両の内訳には、各車両ごとに、自動車税の課税免除を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る自動車運送事業等運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第22条の2の乗務記録によって生活交通路線走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により計算した生活交通路線走行率の高いものから順次1の課税免除対象バス車両総数までのバス車両について記載すること。

[略]

のであること。

(4)・(5) [略]

- 2 課税免除対象バス車両の内訳には、各車両ごとに、自動車税の課税免除を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条の乗務記録によって生活交通路線走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により計算した生活交通路線走行率の高いものから順次1の課税免除対象バス車両総数までのバス車両について記載すること。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第113号を次のように改める。

付		自動車取得税修正申告書										年 月 日			
受  印		盛岡広域振興局長 様													
取得年月日		年 月 日													
登録番号		課税標準額 ①			税率 ②		税額 ① × ② ③			既に納付の確定した税額 ④		この申告により納付すべき税額 ③-④			
		千円			100		百円			円		円			
納税報告義務者	住所 (所在地)					車名等	車名	車台番号		長さ	cm	燃料	ガソリン		
	氏名 (名称)	印					初年度登録	車体の形状		幅	cm	の	軽油		
	主たる定置場の所在地						型式	原動機の型式		高さ	cm	種類	その他 ( )		
自動車の種類及び用途 (該当事項を○で囲んでください。)	軽自動車 普通自動車		小型三輪車	小型三輪車		新規登録 (新車)	エコカー減税		中古車例 受・否	乗車定員	人				
	自家用 営業用		けん引車	普通車 小型車			記載要領 5を参照	<input type="checkbox"/>		左記以外 (中古)	記載要領 6を参照	<input type="checkbox"/>	最大積載量	kg	
	乗用車	普通車 小型四輪車	被けん引車	普通車 小型車			バリアフリー、A S V 特例	受・否			燃費 Km/l	車両重量	kg		
	トラック	貨物 貨客兼用	特種用途車	霊きゆう車 普通車 小型四輪車 小型三輪車								(用途)	車両総重量	kg	
	バス	一般乗合用 その他 ( )											総排気量・定格出力	L	
						記載要領 8を参照	<input type="checkbox"/>	変速装置 構造	A T ・ M T		備考				

(A4)

記載要領

- 「納税 (申告・報告) 義務者」の欄の「住所又は所在地」には、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。

なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。

- 2 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 3 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 4 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 5 「エコカー減税」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（バリアフリー、ASV特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入すること。）
  - (1) 電気自動車、天然ガス自動車（21年排出ガス10%低減）（非課税）・・・1
  - (2) プラグインハイブリッド自動車（非課税）・・・2
  - (3) 低排出ガスディーゼル乗用車（非課税）・・・3
  - (4) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+20%（JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度燃費+50%）達成ガソリン車（乗用車、2.5t以下バス・トラック）（非課税）・・・4
  - (5) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%（JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度燃費+38%）達成ガソリン車（乗用車、2.5t以下バス・トラック）（1/4税率）・・・5
  - (6) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費基準（JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度燃費基準+25%）達成ガソリン車（乗用車、2.5t以下バス・トラック）（1/2税率）・・・6
  - (7) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（非課税）・・・A
  - (8) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（1/4税率）・・・B
  - (9) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（1/2税率）・・・C
  - (10) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（1/4税率）・・・E
  - (11) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（1/2税率）・・・F
  - (12) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（非課税）・・・H
  - (13) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（1/4税率）・・・K
  - (14) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（1/2税率）・・・L
  - (15) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（1/4税率）・・・M
  - (16) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（1/2税率）・・・N
  - (17) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（非課税）・・・P
  - (18) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（1/4税率）・・・R

- (19) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (1/2 税率) . . . . . T
- (20) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (1/4 税率) . . . . . U
- (21) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (1/2 税率) . . . . . W

6 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記5の(1)から(11)まで、5の(17)から(21)までのいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。(ただし、「非課税」は「45万円控除」に、「1/4税率」は「30万円控除」に、「1/2税率」は「15万円控除」に読み替える。また、5の(17)から(21)までについては、ディーゼルハイブリット車のみを対象とする。)

7 「エコカー減税」又は「中古車特例」の適用を受けようとする場合で、5の(4)から(21)までのいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。

また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、貨物自動車のうち軽自動車については「A」又は「B」を、車両総重量1.7 t 超3.5 t 以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」、「B」のうち(2)に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B」のうち「B1」以外のものを「B2」という。

- (1) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
- (2) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- (3) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

8 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。(エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入すること。)

- (1) ノンステップバス (1,000万円控除) . . . . . 1
- (2) リフト付きバス (乗車定員30人以上) (650万円控除) . . . . . 2
- (3) リフト付きバス (乗車定員30人未満) (200万円控除) . . . . . 3
- (4) ユニバーサルデザインタクシー (100万円控除) . . . . . 4
- (5) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (8 t 超22 t 以下トラック) (350万円控除) . . . . . 5
- (6) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (22 t 超トラック、13 t 超けん引車) (350万円控除) . . . . . 6

第2条 岩手県県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第67号中

合 計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧) ⑨			円
平成18年度以前の賦課決定 ⑩ に係る徴収取扱費 (付表1 h)			円
交付に係る徴収取扱費総計 (⑨+⑩)			円

を

「

合 計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)			円
-----------------	--	--	---

」に改め、同様式中

備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

様式第67号(付表)を削る。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年8月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則様式第113号は、この規則の施行の日以後の自動車の取得に係る自動車取得税修正申告書について適用し、同日前の自動車の取得に係る自動車取得税修正申告書については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。